

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第4条第1項第9号に掲げる
ごち網漁業につき、佐賀県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定めましたので、お知らせします。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
ごち網漁業 (小出力1そうごち網)	佐賀県玄海海域	3月16日から 12月31日まで	48キロワット以下 (漁業調整用エンジン15馬力以下)	制限なし	23隻以内	① 唐津市浜玉町、唐津市唐房、玄海町仮屋、唐津市肥前町（肥前若しくは大浦浜）又は伊万里市のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。ただし、上記地区以外において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合に限り、同委員会が指定する区域での操業を認めることとする。 ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者 ④ 適切な資源管理を実践できる者 ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和7年11月4日から令和7年12月3日までとする。
2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、23件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
3 令和12年11月29日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が23件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
4 合計数が23件に到達した日以降から令和12年11月29日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

3 許可の有効期間

許可日から令和12年12月31日まで
